

国際標準化機構分担金事業

産業技術環境局国際標準課

令和5年度概算要求額 **2.1 億円** (**1.8 億円**)

事業の内容

事業目的

国際標準化機構（ISO）の加盟国として分担金を支払うことで、会員団体として国際標準化活動に参加し我が国の意見を発信・国際規格に反映することにより、我が国の国際競争力の維持・強化を図ります。

事業概要

国際標準化機構（ISO）は、167カ国が加盟する国際標準化機関であり、主に電気・電子・通信分野以外の国際規格の開発等を行っています。

日本からは、我が国の国際標準化活動の推進に資するために、閣議了解に基づき、昭和27（1952）年から日本産業標準調査会（産業標準化法に基づき設置された審議会、事務局は経済産業省）が加盟しており、これに伴う分担金を支払うものです。

我が国産業の国際競争力強化の観点から、ISOにおける国際規格開発プロセスにおいて、我が国の意見を発信、反映させています。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- ・ 1カ国1機関が加盟
- ・ 会則で、分担金の支払が加盟条件に
- ・ 日本はISOを通じて、規格開発や普及など、積極的な国際標準化活動を実施

成果目標

令和4年度までにISO幹部委員数に占める我が国幹部委員数の割合を7.3%以上とし、国際標準化機構における資金拠出に応じた、活動への貢献と発信力の確保を通じて、我が国の国際標準化活動の影響力を強めることを目指します。□